

令和3年（ワ）第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件
原告 江藏 智
被告 東京都

原告第4準備書面

令和5年2月14日

東京地方裁判所民事第16部乙B係 御中

原告代理人弁護士 海 渡 雄



同 弁護士 小 川 隆太郎



標記事件について、原告は、以下のとおり弁論を準備する。

第1 原告の生物学上の親等を特定するための手がかりとなる情報を被告が入手するための方法について

- 1 「原告の生物学上の親ないし当該親が死亡している場合のその相続人を特定するための手がかりとなる情報」は、本件においては、本件産院の所在する墨田区が保管する戸籍受付帳および出生届に記載されている。そして原告は、従前、被告による当該情報の入手方法について、①墨田区に対する戸籍法10条の2第2項に基づく公用請求、②墨田区個人情報保護条例16条に基づく情報提供請求(保有個人情報の外部提供)、および③墨田区情報公開条例第5条に基づく情報公開請求という3つの方法が存在し、これらいずれかの方法により、被告は墨田区から当該情報の開示を受けることが可能であると主張してきた(原告第1準備書面5頁等)。
- 2 今般、原告は上記入手方法のうち特に②について、三宅弘氏(弁護士・京都大

学博士、元獨協大学特任教授)の鑑定意見書を提出する(甲51)。

同意見書に基づき、原告は、以下のとおり主張する。

第2 個人情報保護法及び墨田区個人情報保護条例の解釈、特に本人情報開示請求権の行使及び法令に基づく保有個人情報の外部提供義務の履行にあたって求められる基本的な態度

1 日本国憲法13条は、米国の連邦最高裁判決や学説及びドイツの憲法裁判所判決や人格権論にかかる学説をふまえて「幸福追求権」にプライバシー権を読み込んでいる。そのプライバシー権のうち自己情報コントロール権としての本人情報開示請求権は、個人情報保護制度において、最大限尊重されるべきである。

特に令和3年法律第37号により改正された個人情報保護法70条に基づく本人情報開示請求権(旧行政機関個人情報保護法12条)及び墨田区個人情報保護条例17条に基づく本人情報開示請求権は、いずれも行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)5条1号の個人に関する情報及び墨田区情報公開条例6条2号の個人に関する情報の不開示事由のさらなる例外としての絶対的開示事由としても位置付けられるものであるから、これらの本人情報開示請求権は最大限に尊重される必要がある。

また、墨田区個人情報保護条例16条1項ただし書2号の「法令等の定め」には、同条例17条に基づく本人情報開示請求権が該当するから墨田区は墨田区個人情報保護条例16条1項(同項2号に係る部分に限る。)に基づき、同条例17条の本人情報開示請求権の行使に対して当該対象情報を外部提供しなければならない。

第3 個人情報保護法及び墨田区個人情報保護条例における「個人情報」及び「本人」の意義

1 個人情報保護法において「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつ

て、・・・当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述・・・により特定の個人を識別することができるもの」をいい（2条1項1号）、また、「本人」とは、「個人情報によって識別される特定の個人」をいう（2条8項）。墨田区個人情報保護条例における「個人情報」も同義である（2条（1））。

2 このうち特に「本人」の意義については、町田市個人情報保護条例に基づいて、自殺した中学生の父がこの個人情報を自己の個人情報として本人情報開示請求をしたことについて、これを認めた東京地判平成9年5月9日判時1613号97頁と東京高判平成11年8月23日判時1692号47頁が参考とされるべきである。

町田市中学生自殺事件作文開示訴訟と呼ばれるこの事案は、乙山中学校2年生の女兒春子を自殺によって失った父（原告・控訴人）が、その死の理由はいじめであることを疑い、真相解明の糸口として、町田市個人情報保護条例（以下本節では「本件条例」として引用。）に基づいて、町田市教育委員会教育長に対し、同女の通学していた中学校の生徒が同女の死について作成した作文の開示を求めたものである。

町田市教育委員会教育長が、これを開示しない旨の決定をしたため、原告（控訴人）は、町田市教育委員会に不服申立を行った。町田市教育委員会は、町田市情報公開・個人情報保護審査会の答申を得たうえ、不服申立を棄却したため、原告は、非開示処分決定の取消しを求めて訴訟を提起した。なお、町田市教育委員会は、作文の一部は生徒に返却または焼却したため存在しないと主張した。

当該事件について、前掲東京地判平成9年5月9日は、以下のとおり判示した。

「個人の人格の独立性の観点からすれば、自我の萌芽がない幼児を除き、子の個人情報は親の個人情報と区別されるべきであり、子の独立の人格を認める以上、親といえども子の秘匿する情報に介入しないことが相互の信頼の基礎とされるものといえる。しかし、子が親の監護、養育の下に置かれ、社会的にも親が監護、養育の権利を行使することが

期待される場合においては、子の対外的言動は監護、養育を行うべき親に対する評価の基礎となる親の個人情報というべき側面をも有するのであり、また、子の交友関係等は、本来的には子の判断に委ねられつつも、なお監護、養育権者としても当然に認識しておくべき事項というべきであり、また、子の固有の情報であっても、子の死亡によって当然にその個人情報の主体が消滅するものと解すべきではなく、子の個人情報が当該家族共同体の社会的評価の基礎資料となるものはもとより、家族共同体の一員として関心を持ち、その情報を管理することが社会通念上も当然と認められる情報については、家族共同体構成員の固有情報と同視することができる場合があるというべきである。

この点を本件についてみるに、本件では、乙山中学校二年次に在籍した亡春子の自殺の後に主として亡春子の学校生活に関して記載された情報について、亡春子を監護し、養育し、また、亡春子の家族共同体の中心となっている亡春子の父が請求するものであるから、亡春子の個人情報というべき情報が存在するとすれば、これは請求人である原告の個人情報と同視することができるものというべきである。」

このように、子の死に至る直前の個人情報を、遺族である親の個人情報と認めたのである。

また、その控訴審である前掲東京高判平成11年8月23日は、原告適格（亡春子に関する個人情報の開示を請求する適格）について、以下のように判示した。

「本件決定が請求人である控訴人に対してされたものであることについては争いがないから、その意味では、控訴人は本件決定の取消しを求め訴えについて原告適格を有することとなる。

ただ、本件条例によれば、実施機関の管理する個人情報について、当該個人がその開示を求め得るものとされているのであるから（20条）、本件において、亡春子の個人情報について、亡春子の父である控

訴人にその開示を求め得る適格がないのであれば、結局、控訴人の本件訴えは、その利益を欠くものというべきこととなる。

たしかに、本件条例上は、死者の個人情報についてその遺族等が開示を求めるといった事態を予想した規定は置かれておらず、したがって、死者の個人情報について、一般的にその遺族等がその開示を求め得るものとするには、疑問があるというべきである。しかし、本件のように、親権者であった者が死亡した未成年の子どもの個人情報の開示を求めているという場合については、社会通念上、この子どもに関する個人情報を請求者自身の個人情報と同視し得るものとする余地もあるものと考えられることに加えて、本件決定さらには不服申立てに対する決定においても、控訴人あるいは市教委が、控訴人が亡春子の個人情報の開示を請求する資格を有することを前提とした処理を行ってきているという経緯があることなどにかんがみ、一応、控訴人に亡春子に関する個人情報の開示を請求する資格が認められるとの前提で、さらに検討をすすめることとする。」

以上のとおり、この東京地判平成9年5月9日は、「子の個人情報が当該家族共同体の社会的評価の基礎資料となるものはもとより、家族共同体の一員として関心を持ち、その情報を管理することが社会通念上も当然と認められる情報については、家族共同体構成員の固有情報と同視することができる場合がある」とし、この東京高判平成11年8月23日も、「親権者であった者が死亡した未成年の子どもの個人情報の開示を求めているという場合については、社会通念上、この子どもに関する個人情報を請求者自身の個人情報と同視し得るものとする余地もある」との前提で原告適格を判断した（甲51・資料2-115頁）。

この両判決においては、1991年に自死した中学生の通学した中学の生徒全員の作文の公開は認められなかったが、その後、町田市情報公開・個人情報保護審査会は、2002年8月13日に、1993年度第1号事件についての答申を

取り纏め、「(中略) 条例の趣旨からいって、子供が自殺している場合に、自殺の真相究明のための重要な情報は、例外的に、保護者の個人情報として、保護者に子供の自殺に関する情報の開示請求権を認めるべきであると解する。」との判断を下した(甲51・資料3-68頁)。

以上のとおり、「本人」の意義は広く捉えられている。

第4 甲5号証の戸籍受付帳に記載されている、原告の戸籍上の両親が届け出た「本籍」および「備考」記載の情報の原告の個人情報該当性

甲5号証の戸籍受付帳に記載されている情報のうち、原告の戸籍上の両親が届け出た「本籍」および「備考」記載の情報は、個人情報保護法及び墨田区個人情報保護条例における原告の個人情報に他ならない。

第5 甲5号証の戸籍受付帳に記載されている件名「出生」の項目のうち、その届出が、原告の戸籍上の両親のいずれか、または原告の血縁上の両親のいずれかである可能性のある者によってなされたものの原告の個人情報該当性

1 原告の戸籍上の両親のいずれかが原告に関して届出をしたもの

甲5号証の戸籍受付帳に記載されている情報のうち、件名「出生」の項目(すなわち、「婚姻」「死亡」「転籍」「養子縁組」「分籍」「養子離縁」「名の変更」「認知」「後見」等その他の項目は除く。)に記載された情報(「届出事件本人の氏名」、「本籍」及び「備考」欄記載事項。以下「本件出生情報」という。)であって、原告の戸籍上の両親のいずれかが原告に関して届出をしたものは、原告の個人情報である。

2 原告の血縁上の両親のいずれかである可能性のある者が届出をしたもの

(1) 甲5号証の戸籍受付帳に記載されている本件出生情報であって、原告の血縁上の両親のいずれかである可能性のある者がその子(以下「取違え可能性新生児」という。)に関して届出をしたものについては、次のように考えられる。

すなわち、取違え可能性新生児に係る本件出生情報は、これを用いて調査すれば、本件取違えの事実関係を明らかにできる可能性がある情報である。

すなわち、甲5号証の戸籍受付帳に記載されている取違え可能性新生児に係る本件出生情報を、本件取違えの事実関係を明らかにするためには、本件出生情報に記載された「届出事件本人」のうちの原告の血縁上の親である可能性がある者が届出をした本件出生情報（以下「本件原告血縁上親可能性情報」という。）を全て得た上で、本件原告血縁上親可能性情報が自己（原告）の個人情報に該当するものかどうかを、当該届出に係る「届出事件本人」又は当該届出に係る取違え可能性新生児に対して個別に確認するほかないのであって、甲5号証の戸籍受付帳に記載された本件出生情報（本件原告血縁上親可能性情報に限る。）は、原告の個人情報に該当する。

(2) この点、個人情報保護法の立法に関与した宇賀克也東京大学名誉教授（現最高裁判所裁判官）及び藤原静雄中央大学教授（現個人情報保護委員会委員）が、遺族の氏名が「死者の情報」の中に含まれていない場合においても、情報の重層的・多義的構造から、死者の遺族等に関しては、その遺族等に係る死者の個人情報は、その遺族等が「生存する個人」として、その遺族等にとっての個人情報となることを認めている（甲51・資料6-26頁、甲51・資料7-146頁）。

また、その外にも、最判平成19年4月17日判時1971号109頁における藤田宙靖裁判官の補足意見が参考とされるべきである。同最判は、愛知県の食糧費支出に関する予算執行書等の文書中に愛知県公文書公開条例（愛知県昭和61年条例2号。愛知県平成12年条例19号による全部改正前のもの）所定の非公開情報に当たらない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに当たる公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とが記録され、両情報に共通する記載部分がある場合において、上記共通部分に係る記載中にそれ自体非公開情報に該当すると認められる部分が含まれていないという事情の下では、前者の

公務員の懇談会出席に関する情報に係る記載部分はすべて公開すべきである、
と判示している。情報公開条例に基づく行政情報の公開請求についての非公開
決定処分取消訴訟にかかるものであるが、情報公開制度にかかる個人情報の
非公開事由により非公開とされた情報であっても、プライバシー権における自
己情報コントロール権という積極的側面から本人情報の開示請求を認める個人
情報保護制度においては個人情報を本人に開示する方がプライバシー・個人情
報保護制度に適うという関係にあることから、本件情報の開示請求においても、
本件情報における情報が具有する重層的・多義的構造を端的に明らかにしている
ものとして、参考とされるべきものである。

最判平成19年4月17日の藤田宙靖裁判官の補足意見は、「ある文書上に
記載された有意な情報」の「重層構造」について、「ある文書上に記載された有
意な情報は、本来、最小単位の情報から、これらが集積して形成されるより包
括的な情報に至るまで、重層構造を成すのであって（例えば、最高裁判所に関
する情報の中には、最高裁判所第三小法廷に関する情報が含まれ、同情報の中
には、裁判官藤田宙靖に関する情報が含まれ、更にその中には、同裁判官が関
与した過去の事件に関する情報が含まれる、等々）、行政機関が、そのいずれか
の位相をもって開示に値する情報であるか否かを適宜決定する権限を有するな
どということはおよそ我が国の現行情報公開法制の想定するところではない
というべきである」と述べている。この法理は、情報公開法制における情報公
開請求者と行政機関の関係における基礎理論であるにとどまらず、プライバシ
ー・個人情報保護法制における自己情報コントロール権に基づく本人情報開示
請求者と当該本人情報の保有主体の関係においても基礎理論として認められる
べきものである（甲51・資料5-45頁、甲51・資料6-178頁）。

- (3) 情報の内容によって個人情報重層的・複層的に判断されること（甲51の2
9頁脚注1参照）について、一般的な具体例としては、未成年の子どもに関する
教育情報、死者の相続財産に関する情報、死者の医療情報（例：診療録、遺

伝子情報、薬の副作用情報)などが考えられた。本件出生情報は、原告の出生時の取違えに帰因する自己の出生の情報を知る権利にかかるものであり、個人情報保護法の立法時の国会審議等(衆議院特別委員会議録6、8号藤井政府参考人答弁、同会議録7号宇賀参考人答弁、同会議録8号及び参議院特別委員会議録3号細田国務大臣答弁)から、当時想定された死者の医療情報(例:診療録、遺伝子情報)等に準ずる取扱いが求められるものであると解せられる。

(4) 最近でも、山口県個人情報保護条例に関して、父親が行った、長女に関する児童相談所の児童記録の開示請求に対し、県が請求者以外の個人情報に当たることを理由に非開示決定をした場合に、父親が同決定の取消しを求めたところ、未成年の子の養育を直接又は間接に担ってきた子の相続人でもある父母の個人情報と基本的に同視し得るとして、同取消を認容した事例もある(山口地判平成30年10月17日判時2415号13頁(確定))。

また、父が石綿粉じんばく露作業により胸膜中皮腫を発症して死亡した後、その死亡に係る労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金等の支給を受けていた母が死亡した場合において、父の死亡に係る母の遺族給付等に関する調査結果復命書等の情報が、その相続人である子についての行政機関個人情報保護法12条1項所定の「自己を本人とする保有個人情報」に当たるとされた事例もある(大阪地判令和元年6月5日判時2431・2432号79頁(確定))。

最判平成31年3月18日判時2422号31頁は、原告が被告銀行に対し、個人情報保護法28条1項に定める保有個人データの開示請求権に基づき原告の死亡した母が生前に被告銀行に提出していた印鑑届書の写しの交付を求めた事案について、「相続財産についての情報が被相続人に関するものとしてその生前に同法2条1項にいう「個人情報」に当たるものであったとしても、そのことから直ちに、当該情報が当該相続財産を取得した相続人等に関するものとして上記「個人に関する情報」に当たるということはできない」と判示し、「本件印鑑届書の情報の内容が被上告人(原告)に関するものであるというべき事

情はうかがわれぬ」として、「上記情報が被上告人に関するものとして法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるといふことはできない」と判示する。

しかし、この最判平成31年3月18日もまた、「死者に関する情報が社会通念上同時に遺族等に関する情報と考えられる場合」を否定するものではなく、「本件印鑑届書の情報の内容が被上告人（原告）に関するものであるというべき事情」が明らかでないことを理由として、本事例としては、「死者に関する情報が同時に遺族等に関する情報と考えられる場合には該当しない」と判示したにすぎないのである。

だからこそ、この最判平成31年3月18日の後に、前掲大阪地判令和元年6月5日は、父の死亡に係る母の遺族給付等に関する調査結果復命書等の情報が、その相続人である子についての行政機関個人情報保護法12条1項所定の「自己を本人とする保有個人情報」に当たると判示しているが、この大阪地判は、相続人の法的権利について、石綿粉じんばく露作業により胸膜中皮種を発症しての死亡に係る労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金等の支給という枠組みにおいて、その枠組みの対象となっている石綿関連疾患を理由とする遺族給付の手續に関連して作成、取得された情報であること等に着目して、死者に関連する情報を当該死者の相続人の「自己を本人とする保有個人情報」と判断したのである。

また、山口地判平成30年10月17日もまた、自殺した長女に関する児童相談所の児童記録について、未成年の子の養育を直接または間接に担ってきた子の相続人でもある父母の個人情報と同視し得るものとして、相続人の「自己を本人とする個人情報」と判断した。

- (5) 以上より、本件出生情報は、本件原告にとって自己の出自を知る権利にかかるものとして、少なくとも本件血縁上親可能性情報については特に、原告の固有の個人情報である。

3 届出者の死亡によっても結論は変わらないこと

これらの点は、原告の本件出生情報の届出を行った原告の戸籍上の両親のいずれかもしくは双方が死亡しているかどうかで結論が異なるものではなく、また、本件原告血縁上親可能性情報の届出を行った原告の血縁上の両親である可能性がある者のいずれかもしくは双方が死亡しているかどうかで結論が異なるものではない。

第6 情報公開法及び墨田区情報公開条例の解釈、特に不開示(非公開)事由該当性の司法判断にあたって求められる基本的な態度に照らして、墨田区個人情報保護条例の本人情報開示請求権の行使および保有個人情報の外部提供義務の履行にあたって、墨田区に求められる基本的な態度

情報公開法及びこれに連なる墨田区情報公開条例は、憲法21条によって保障された政府が保有する情報の開示請求権を、知る権利の一つとして、国民が現実に行使する手続を具体化したものであり、その解釈においては、国民主権原理と民主制にとって不可欠な、国民の精神活動の核心を担う基本的人権の保障が全うされるよう、これを制限する規定等については、厳格な解釈が求められるし、これを不当に制限する場合の違法性の評価についても、制限される価値の重要性に着目して行われるべきことである。

このような考え方から、「原則開示の基本的枠組み」に従って、できる限り開示原則が貫かれるように、情報公開法及び墨田区情報公開条例の不開示情報の規定が解釈適用されることとなる。

また、個人情報保護法及びこれに連なる墨田区個人情報保護条例における本人情報開示請求権は、知る権利とプライバシー・自己情報コントロール権との調整の上で、「原則開示の基本的枠組み」の例外としての不開示事由のさらなる例外としての絶対的な開示事由があるものとして、最大限尊重して解釈適用されるべきであり、その例外としての不開示事由はより一層限定的に解釈適用されるべきである。

第7 本訴訟における墨田区個人情報保護条例の位置付け

1 原告は、原告の生物学上の親等を特定するための被告による調査方法の一つとして、被告が墨田区に対して墨田区個人情報保護条例16条に基づく情報提供請求を行う方法が存在することを主張している。

2 前提として墨田区個人情報保護条例は次のとおり定めている。

(保有個人情報の外部提供の制限)

第16条 実施機関は、収集した保有個人情報について、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものに対する提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 外部提供をすることについて、本人の同意を得たとき。
- (2) 外部提供をすることについて、法令等に定めがあるとき。
- (3) 外部提供をすることが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (4) 他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、外部提供をすることが特に必要であると認めたとき。

3 墨田区個人情報保護条例16条は、墨田区の実施機関（同条例2条8号に掲げる実施機関をいう。以下同じ。）に対して、同条各号に掲げる場合を除いて外部提供を禁止する規定であるが、その反対解釈として、同条各号に掲げる場合には、墨田区の実施機関は保有個人情報について外部提供を行うことができる。

本件でいえば、外部提供の対象となる戸籍受付帳に記載された自身の個人情報については、墨田区個人情報保護条例17条2項に定めるいずれの不開示事由にも当たらず、同条1項に基づき原告には本人情報開示請求権が認められる個人情

報である。その個人情報について、原告は外部提供することに同意しているの
あるから、同条例16条1号の場合に該当する。

また、墨田区は、地方公共団体として、日本において直接適用可能な子どもの
権利条約や自由権規約を遵守する義務を負う。子どもの権利条約7条1項で規定
される子どもの出自を知る権利、及び自由権規約17条1項で規定される家族に
対する恣意的又は不法な干渉を受けない権利（家庭生活を尊重する権利）を保障
するという観点から、必要な保有個人情報を外部提供するという事は、それら
子どもの権利条約7条1項及び自由権規約17条1項という「法令等」において
定められていると解される。したがって本件は、墨田区個人情報保護条例16条
2号の場合に該当する。

したがって、墨田区の実施機関は、原告の出生にかかる戸籍受付帳記載の保有
個人情報について、墨田区個人情報保護条例16条1号または2号に基づき、外
部提供を行うことができる。

- 4 被告は、墨田区が当該個人情報の原告による情報公開請求には応じられないと
原告に対して回答していることをもって、被告が、墨田区より戸籍受付帳を取り
寄せ、本件取り違えられた子を調査特定し、その意向を確認するという法的義務
を負っているということとはできないと反論している（答弁書15頁）。

しかし、上述のとおり、墨田区の実施機関は、原告の出生にかかる戸籍受付帳
記載の保有個人情報について、墨田区個人情報保護条例16条1号ないし2号に
基づき外部提供を行うことができる。被告は、本件産院を運営管理する者として、
原告らと本件産院との分娩助産契約における付随的義務としての調査・特定等の
義務を負うことに加えて、墨田区と同じく地方公共団体として子どもの権利条約
7条1項及び自由権規約17条1項を遵守する義務を負うことから、その義務の
履行として、墨田区に対して、当該個人情報について外部提供を求めるべき法的
義務を負う。

第8 結論

以上より、被告は、「原告の生物学上の親ないし当該親が死亡している場合のその相続人を特定するための手がかりとなる情報」について、少なくとも墨田区個人情報保護条例16条に基づく情報提供請求（保有個人情報の外部提供）により入手することができる。したがって、被告は、本件で原告が被告に求める調査を、少なくとも上記調査方法②により実施可能なのである。

以上